

議案第18号関連資料

明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例の改正について

1 目的

刑法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものです。

2 概要

令和5年6月に刑法の一部改正案が国会で可決・成立し、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪に関して規定の整備が行われ、一部の規定について条文番号の変更がありました。これに伴い、刑法を引用する本条例においても、規定の整備をします。

| 改正 | 現行 |
|---|--|
| <p>(立替支援金)</p> <p>第14条 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義（民事執行法第22条第5号に掲げるものを除く。第4項において同じ。）を取得した犯罪被害者等（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。以下この条において同じ。）が当該請求権の立替払いを請求した場合は、立替支援金の支給を行うものとする。ただし、犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他立替支援金の支給をすることが社会通念上適切でないとき市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 犯罪被害者が刑法第176条、<u>第177条、第179条、第181条又は第241条</u>に規定する犯罪により被害を受けた場合</p> <p>2～5 (略)</p> | <p>(立替支援金)</p> <p>第14条 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義（民事執行法第22条第5号に掲げるものを除く。第4項において同じ。）を取得した犯罪被害者等（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。以下この条において同じ。）が当該請求権の立替払いを請求した場合は、立替支援金の支給を行うものとする。ただし、犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他立替支援金の支給をすることが社会通念上適切でないとき市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 犯罪被害者が刑法第176条か<u>ら第179条まで、第181条又は第241条</u>に規定する犯罪により被害を受けた場合</p> <p>2～5 (略)</p> |

3 施行期日

令和6年4月1日

なお、令和5年改正刑法は、令和5年7月13日に施行されています。刑法の適用と本条例の適用に齟齬が生じることのないよう、経過措置として、改正条例は令和5年改正刑法の施行日以後の犯罪被害についても適用します。